

指定障害福祉サービス事業者等に対する行政処分について

平成30年5月7日

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、下記のとおり指定の全部効力を停止しました。

記

1 指定居宅介護事業所等

- (1) 法人名 特定非営利活動法人自立生活センターぶる一む
- (2) 代表者名 代表 後郷 法文
- (3) 対象事業所
 - ア 事業所名称 ヘルパーステーションあいえる
 - イ サービス種類 居宅介護、重度訪問介護
 - ウ 所在地 北九州市小倉北区堅町二丁目1番5号
 - エ 事業所番号 4017800592
- (4) 処分年月日 平成30年4月25日
- (5) 処分の内容 指定の全部効力停止1月
- (6) 効力停止期間 平成30年6月1日～平成30年6月30日
- (7) 指定の全部効力停止の理由

ア 人員基準違反【法第50条第1項第3号】

- ① 障害福祉サービスと一体的に運営している介護サービス(訪問介護)において、平成25年11月の指定更新時の管理者Aが、常勤かつ専従の要件のある管理者として勤務することが困難とのことで、指定更新直前に管理者をBに変更していたにもかかわらず、障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護)については、平成27年4月まで変更届の提出を怠った。
- ② 平成27年4月に提出した変更届においても、常勤かつ専従の要件を満たしていないB(平成25年11月当時、勤務時間帯に自宅で訪問看護、訪問入浴を利用)を管理者として届け出た。
- ③ 平成26年4月から平成27年9月までの期間、当時の管理者Bが病気療養のため不在であったにもかかわらず、後任の管理者を配置しなかった。
- ④ 平成27年10月に就任した新たな管理者C(平成28年2月14日退任)についても、常勤かつ専従の要件を満たしていなかった。

イ 運営基準違反【法第50条第1項第4号】

- ① 重度訪問介護の利用者について、重度訪問介護計画を作成せずに、サービスを提供していた。
- ② サービス提供中に発生した事故について、市への連絡を怠った。

ウ 報酬の不正請求【法第50条第1項第5号】

重度訪問介護の利用者は、経済活動に係る外出中、重度訪問介護を利用できないこと

とされているが、利用者が経済活動に係る外出中であるにもかかわらず、重度訪問介護を提供したものととして、介護給付費を請求していた。

エ 不正の手段による指定【法第 50 条第 1 項第 8 号】

指定更新申請時（平成 25 年 1 1 月）に、常勤かつ専従の要件を満たすことができない者（管理者 A）を管理者として申請し、不正に指定を受けた。

（8）経済上の措置

不正に請求し、受領した介護給付費（約 250 万円）を返還させるほか、法第 8 条第 2 項の規定に基づき返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額（約 100 万円）を加え、合計約 350 万円を徴収する予定である。

2 指定相談支援事業所

（1）法人名 特定非営利活動法人全国重度障害者相談支援協会

（2）代表者名 代表理事 長位 鈴子

（3）事業所概要

ア 事業所名称 相談支援センター・びあす

イ サービス種類 一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援

ウ 所在地 北九州市小倉北区吉野町 1 1 番 2 7 - 9 0 7 号

エ 事業所番号 （一般相談支援・特定相談支援）4037700210
（障害児相談支援）4077703272

（4）処分年月日 平成 30 年 4 月 25 日

（5）処分の内容 指定の全部効力停止 6 月

（6）効力停止の期間 平成 30 年 5 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日

（7）指定の全部効力停止の理由

ア 不正の手段による指定

【法第 51 条の 29 第 1 項第 8 号及び第 2 項第 8 号並びに児童福祉法第 24 条の 36 第 8 号】

指定申請時に、実際に事業を行う場所とは異なる場所を事業所の所在地として申請し、指定を受けた。また、指定後も、申請した事業所の所在地とは異なる場所（特定非営利活動法人自立生活センターぶる一む（以下「ぶる一む」という。）の事務所）にて事業を行っていた。

イ 虚偽の答弁

【法第 51 条の 29 第 1 項第 7 号及び第 2 項第 7 号並びに児童福祉法第 24 条の 36 第 7 号】

① 監査において、実際には、ぶる一むの事務所に F A X を設置していたにもかかわらず、あたかも申請した事業所に設置していたと虚偽の答弁を行った。また、ぶる一むの事務所に設置していた F A X を、本市の立入検査に合わせて持ち込み、あたかも当該事業所に従前から設置しているかのように偽装した。

② 管理者（兼相談支援専門員）が、実際には、指定時から申請した事業所での勤務実態がほとんどないにもかかわらず、あたかも申請した事業所で営業時間中に勤務していたと虚偽の答弁を行った。